

○ 投資法人の計算に関する規則（平成十八年内閣府令第四十七号）（第十二条関係）

改正案	現行
<p>（継続企業の前提に関する注記）</p> <p>第六十条 継続企業の前提に関する注記は、当該投資法人の営業期間の末日において、投資法人が将来（規約に存続期間の定めがあるときは、当該存続期間）にわたって営業活動を継続するとの前提（以下「継続企業の前提」という。）に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在する場合であつて、当該事象又は状況を解消し、又は改善するための対応をしてもなお継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められるとき（当該投資法人の営業期間の末日後に当該重要な不確実性が認められなくなった場合を除く。）における次に掲げる事項とする。</p> <ol style="list-style-type: none"><li>一 当該事象又は状況が存在する旨及びその内容</li><li>二 当該事象又は状況を解消し、又は改善するための対応策</li><li>三 当該重要な不確実性が認められる旨及びその理由</li><li>四 当該重要な不確実性の影響を計算書類に反映しているか否かの別</li></ol>	<p>（継続企業の前提に関する注記）</p> <p>第六十条 継続企業の前提に関する注記は、当該投資法人の営業期間の末日において、投資法人が将来（規約に存続期間の定めがあるときは、当該存続期間）にわたって営業を継続するとの前提（以下「継続企業の前提」という。）に重要な疑義を抱かせる事象又は状況が存在する場合における次に掲げる事項とする。</p> <ol style="list-style-type: none"><li>一 当該事象又は状況が存在する旨及びその内容</li><li>二 継続企業の前提に関する重要な疑義の存在の有無</li><li>三 当該事象又は状況を解消又は大幅に改善するための執行役員への対応及び経営計画</li><li>四 当該重要な疑義の影響の計算書類への反映の有無</li></ol>